

① 件名	石巻市老人憩の家の無償譲渡について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 地域の高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として設置している老人憩の家は、地区住民の集会所施設として地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。 また、平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する地元自治会等が指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。 今般、石巻市行財政運営プラン等に基づき無償譲渡について地元で説明した結果、合意に達したものの。</p> <p>【目的】 当該施設を地元自治会等に無償譲渡することにより、地域コミュニティの更なる醸成や地区住民の自治意識の高揚を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 石巻市老人憩の家条例（平成17年4月1日条例第98号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】 石巻市総合計画基本計画 第1章 ともに創る協働のまち 第4節 安定した行財政運営を構築する 1 持続可能な行財政運営を推進する 石巻市行財政改革大綱及び石巻市行財政運営プラン 3 行財政運営プランについて （2）構成 基本目標 4 公共施設の適正な管理・運営 公共施設の見直し指針 II 見直しの方針 1 公共施設の有効活用と管理運営方法等の見直し</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>1 吉野老人憩の家 平成30年 2月 無償譲渡に関する要望書（吉野老人憩の家管理運営委員会より）受理 9月 地縁団体設立「吉野老人憩の家維持管理組合」 10月 譲渡に当たって必要なトイレ水洗化その他修繕着手 （完了予定日：平成31年2月28日）</p> <p>2 皿貝老人憩の家 平成30年 1月 地縁団体設立「皿貝自治会」 2月 無償譲渡に関する要望書（皿貝自治会より）受理 12月 譲渡に当たって必要なトイレ水洗化その他修繕着手 （完了予定日：平成31年2月28日）</p> <p>3 本地老人憩の家 平成30年 2月 無償譲渡に関する要望書（本地老人憩の家管理運営委員会より）受理 3月 地縁団体設立「本地自治会」 11月 譲渡に当たって必要なトイレ水洗化その他修繕着手 （完了予定日：平成31年3月15日）</p>

⑤ 主な内容				
区 分		吉野老人憩の家	皿貝老人憩の家	本地老人憩の家
建物	位置	石巻市飯野字外吉野 1 1 4 番地 2	石巻市皿貝字郷田 2 1 番地 7	石巻市飯野字宮前 4 1 番地
	設置年月	昭和 5 6 年 2 月	昭和 5 7 年 1 2 月	昭和 6 2 年 4 月
	建設費	8, 7 7 2 千円	1 5, 0 0 0 千円	8, 9 8 0 千円
	構造	木造平屋	木造平屋	木造平屋
	延床面積	1 3 1. 6 6 m ²	1 9 8. 7 4 m ²	1 5 5. 6 8 m ²
土地	面積	3 3 0. 9 8 m ²	4 4 1. 2 7 m ²	4 1 1. 9 6 m ²
	取扱い	市有地のため 無償貸付契約	市有地のため 無償貸付契約	市有地のため 無償貸付契約
参考	年間維持費 (平成 29 年度)	9 7 千円	3 0 4 千円	1 5 2 千円
	年間利用者 (平成 29 年度)	1 5 2 人	1, 3 0 2 人	6 9 6 人
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）				
<p>【影響・効果】 地元の地縁団体が所有・管理することにより、地域活動の拠点施設として効果的に活用されることが期待され、地域コミュニティ活動の一層の推進と地区住民の自治意識の高揚が図られる。</p> <p>※当該施設は、厚生労働省所管老人憩の家設置事業費補助金を財源として建設されたものであるが、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 1 4 条第 1 項第 2 号」に基づく厚生労働大臣が定める財産の処分の制限が適用される期間（2 4 年）が経過しており、処分に係る申請等は要しない。</p>				
⑦ 他の自治体の政策との比較検討				
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日				
平成 3 1 年 2 月 市議会第 1 回定例会へ財産の無償譲渡について提案（平成 3 1 年 4 月 1 日施行） 3 月 当該施設及び敷地を普通財産として所管換え 市有財産譲渡契約の締結 4 月 地縁団体へ無償譲渡				
⑨ その他				